

【学校で取り組む支援体制チャート】

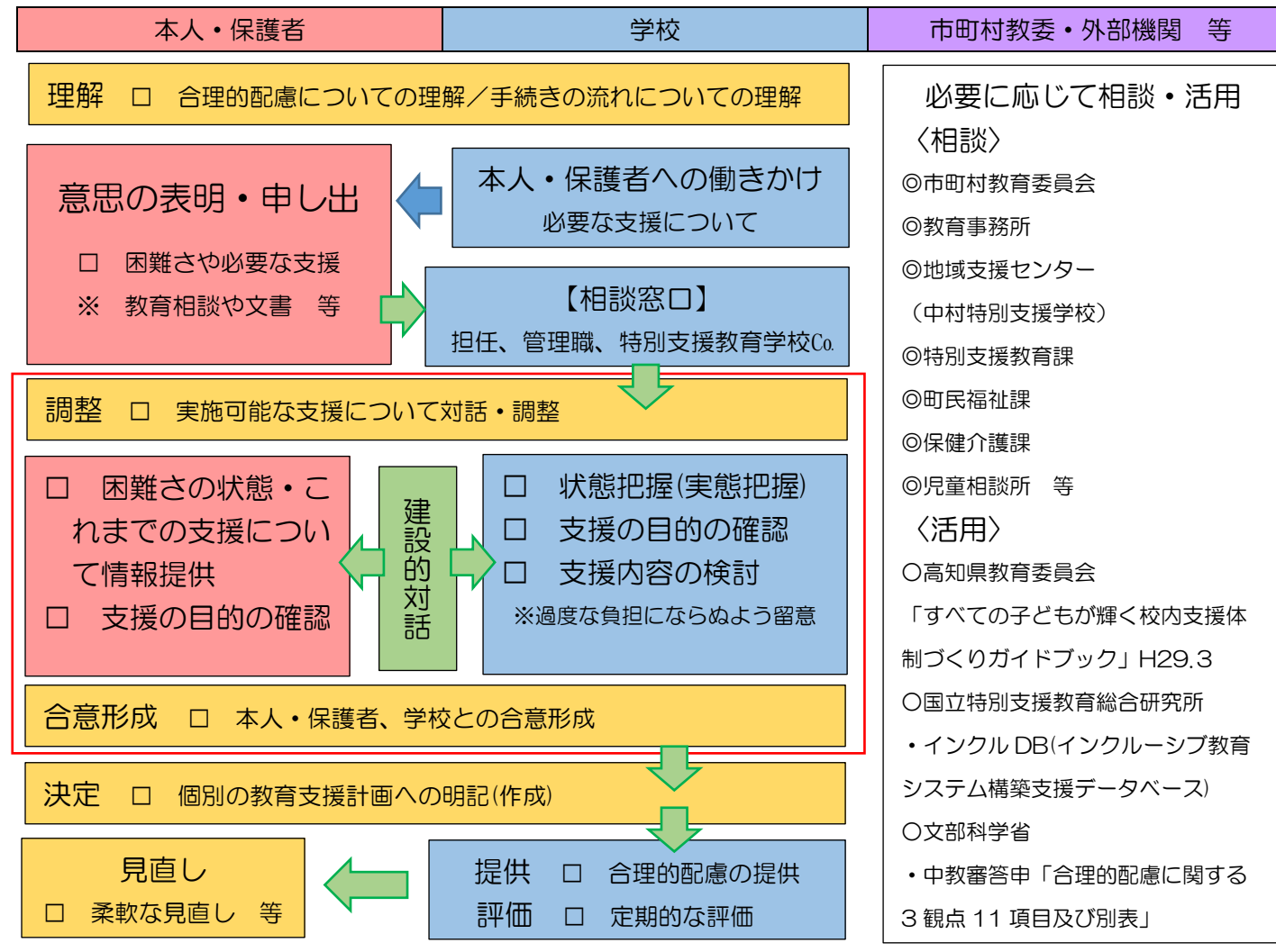
児童生徒の困っている状況に対して、**担任等が「気づく」**ことから支援が始まります。しかし、担任の工夫や経験だけでは十分な支援が行えないケースもあります。学年や学校全体で段階的に検討を重ね、**学校が組織として対応することが必要**になってきます。また、校内の様々な知識のある先生方や通級指導教室や特別支援学級の担当の先生と**連携すること**が大切になってきます。

通常の学級での支援

発達障がいを含めた障がいのある児童生徒が在籍している可能性を前提に、全ての教科等において一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援を行う必要がある。(学習指導要領にも明示)

レベルⅠ	通常の学級での工夫	○担任による気づき ○教育相談 ○チェックリストの活用
レベルⅡ	チームによる支援(学年)	○情報の共有 ○指導・支援の共通理解 ○授業参観
レベルⅢ	チームによる支援(学校全体)	○少人数指導 ○習熟度別指導
レベルⅣ	チームによる支援(学校全体)	○支援員の活用 ○特別支援学級 ○通級による指導

【合理的配慮のプロセス(例)】※自校化して取り組んでみませんか？



通常の学級担任用

私たちが気付けば、学校が変わる！学級が変わる！子どもが変わる！
全ての先生が取り組むつながる特別支援教育へ

一緒に参加
できるんだ！

本や教科書が読める
ようになったよ！

勉強が分かるよ
うになりたい

友だちと一緒に
活動したい

合理的配慮
※1

合理的配慮

基礎的環境整備 ※2

社会的障壁 ※3

- ※1 障がいのある児童生徒が他の児童生徒と平等に教育を受ける権利を享受し、行使できるよう一人一人の特徴や場面に応じて発生する困難さを取り除くための、設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ※2 障がいのある児童生徒に対し、その状況に応じて合理的配慮を提供するための基礎となる教育環境を整備すること。
- ※3 障がいのある児童生徒にとって学校生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなもの。

平成28年4月に共生社会の実現に向け、「障害者差別解消法」が施行されました。学校等においては、児童生徒の障がいの状態に応じて、合理的配慮を提供しなければならないとされています。通常の学級において、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している可能性を前提に、全ての先生には、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有し、児童生徒が安心して過ごすことのできる学級経営や多様な学びに対応した分かりやすい授業を行うこと、個々の児童生徒の障がいの特性を踏まえた配慮を提供することも同時に求められています。

このリーフレットは、特別な支援を必要とする児童生徒が、学校生活の中で自己実現できるよう通常の学級での支援の視点について示し、各学校において、合理的配慮の提供の充実を図るために作成しました。

合理的配慮 (個別の特性に応じた指導)

通常の学級において、きめ細やかな指導や支援の工夫を行うことで、児童生徒一人一人の可能性を引き出し伸ばしていきます。そのことが学力向上等につながります。

【教育内容】

- ・学習上や生活上の困難さを改善・克服するための配慮
- ・学習内容の変更・調整



【教育内容】

- ・情報、コミュニケーション及び教材の配慮
- ・学習機会や体験の確保
- ・心理面・健康面の配慮

「いつ、どこで、どの場面、どのようなつまづきや困難があるか」等、児童生徒の実態を日頃の行動観察から把握しましょう。特に授業中の態度や友達関係などからも児童生徒が出している小さなサインを見つけることができます。

見え方・読み・書きに困難さがある児童生徒

- ・ICT 機器(タブレット端末等)の使用
- ・テストにおける時間延長や読み上げ機能

短期記憶が難しい児童生徒

- ・メモを書く、リマインダーの使用等の支援

1. 学びの過程において考えられる困難さとそれに対する指導の意図と手立ての検討
2. 障がいの状態や発達段階、本人の願いを踏まえながら
 - 一斉指導における活動への配慮・活動量や活動内容を個別化しましょう。
 - 活動の目的が達成できる方法に変更・調整しましょう。

(実践例)「書くこと」に困難さがある場合(小学校高学年)

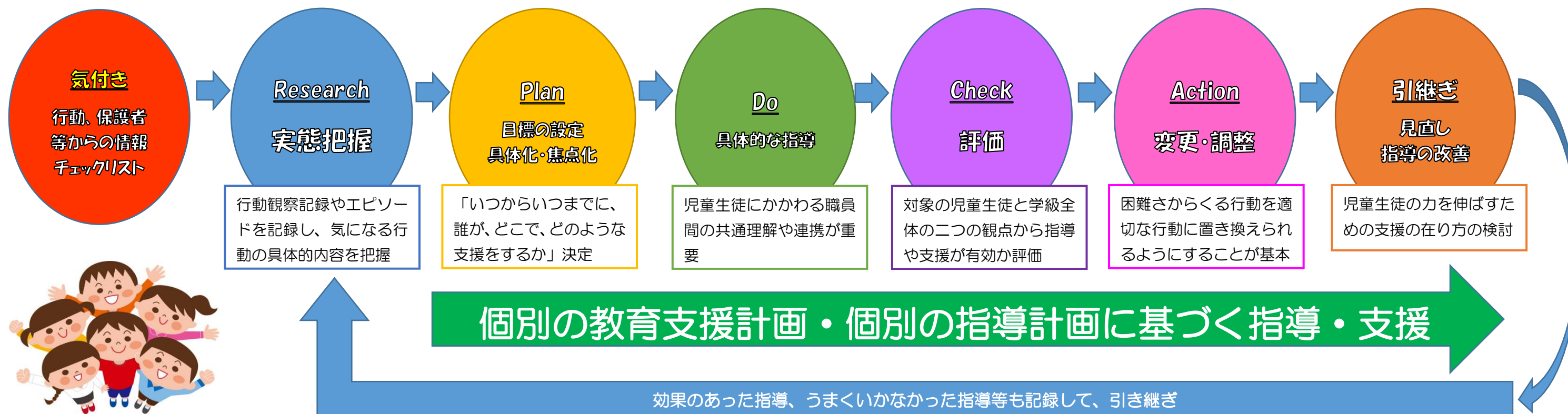
【困難さ】板書内容をノートに書写する際に時間を要することから、学習活動が遅れがちになる。

【活動目的】課題を解く。※話を聞く場面では、聞くことに注意が向くように言葉かけを行い。内容の理解に活動の目的があることを確認させる。

【活動の目的が達成できる方法に変更・調整】

- ・課題を解くために思考時間の確保 ⇒ 書写時間の短縮・書写内容の精選
 - ①ワークシートへ変更
 - ②写真撮影で一時的な記録 ⇒ 自宅でノートへ書写
 - ③写真撮影のみで記録

※自己肯定感が高められるように的確な指示、賞賛等を心がける。



基礎的環境整備 (学級全体への指導)

通常の学級において、児童生徒が安心して過ごすことのできる学級経営や多様な学びに対応した分かりやすい授業を行うことが、生徒指導や学習指導が機能する学級経営の基盤となります。

居心地のよい学級づくり ～「褒める・認める・勇気づける」一言を～

- ①相互理解を深め、一人一人を大切にしている学級での所属感、自己有用感の高揚
- ②整理整頓の仕方を図に示すルール「見える化」などの環境整備
- ③全ての授業において学習規律の確立 等

☆個別の指導・支援を必要としている児童生徒以外にも焦点を当てましょう！

分かりやすい授業づくり ～全ての児童生徒が「分かる・できる・楽しい」授業を～

- ①明確で端的な指示(1 指示 1 動作)の工夫
- ②ノート指導の充実と構造化された板書
- ③絵、文字や音声など視覚や聴覚を使った多様な情報の効果的な活用
- ④指導方法の統一と見通しを持てる安心感のある授業
- ⑤具体物・半具体物の活用や教材・教具の工夫
- ⑥子どもの力を「引き出す」主体的・対話的で深い学びのある授業の展開 等

☆個別の配慮が必要な児童生徒を念頭にいた授業づくりが、多様な学び方をする児童生徒を含め、学級全員にとっての学びやすさになり、学力向上につながります。

◎「何のために学び、何ができるようになるか(見方・考え方を働かせる)」の理解を図ることが鍵となります。



学校における合理的配慮の観点と基礎的環境整

『学校における合理的配慮の観点（3 観点 11 項目）』

〈①教育内容・方法〉 ①-1 教育内容 ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ①-1-2 学習内容の変更・調整 ①-2 教育方法 ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ①-2-2 学習機会や体験の確保 ①-2-3 心理面・健康面の配慮	〈②支援体制〉 ②-1 専門性のある指導体制の整備 ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ②-3 災害時等の支援体制の整備 〈③施設・設備〉 ③-1 校内環境のバリアフリー化 ③-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設設備の配慮 ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
--	--

『基礎的環境整備の観点（8 観点）』

(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用 (2) 専門性のある指導体制の確保 (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導 (4) 教材の確保 (5) 施設・設備の整備 (6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置 (7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導 (8) 交流及び共同学習の推進
--

【参考文献】

- ・合理的配慮に関する 3 観点 11 項目及び別表
(文科省中教審答申)
- ・新学習指導要領「自立活動」
(文科省 H29.3)
- ・教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～
(文科省 H25.10)

『合理的配慮の具体的な実践例』

「移動すること」に配慮が必要な場合 【目的】運動会でみんなと同じ競技に参加するため 運動会のかけっこで走る距離を「100m から 50m に」変更する 	「読むこと」に配慮が必要な場合 【目的】文章を読んで内容を理解できるようにするために 教科書やテストなどにルビをふる 1. しつもん Q 2の二等辺三角形の面積を求めよ。 にとうへんさんかくけい めんせき 2. しつもん Q 2の二等辺三角形の面積を求めよ。 にとうへんさんかくけい めんせき 3. しつもん Q 2の二等辺三角形の面積を求めよ。 にとうへんさんかくけい めんせき
「聞くこと」に配慮が必要な場合 【目的】周囲とよりよいコミュニケーションをとることができるようにするために 学級の中で、聞こえ方やコミュニケーションの方法についての啓発や理解学習を行う 	「見ること」に配慮が必要な場合 【目的】まぶしさを軽減できるようにするために 光の調節を簡単に行えるようにする設備(照度計、カーテン、スタンド等)をそろえる 

